

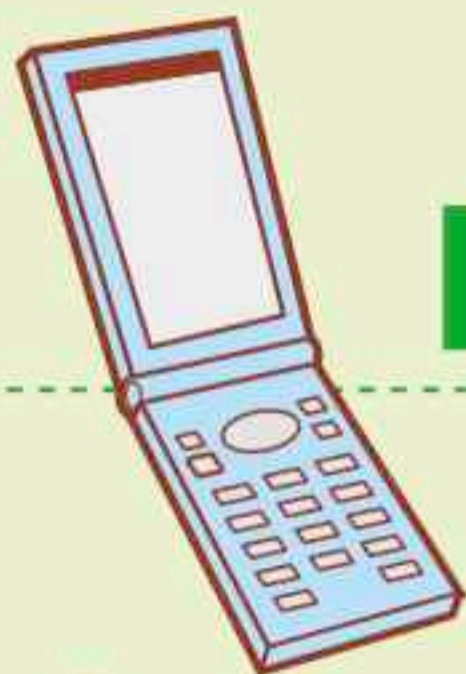
いかなご  
(こうなご)

主な産地

南知多町、碧南市

発行／愛知県県民生活部県民生活課  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6165

## 暮らじく

インターネットの  
「ワンクリック請求」に注意

画像や年齢認証ボタンをクリックすると、  
即座に「契約完了」等といった画面が表示され、  
料金を請求される相談が後を絶ちません。

## 相談事例

- 1 携帯電話で、無料と表示されたアダルトサイトに接続し、年齢を入力した途端、登録完了と表示され、画面上で登録料99,800円を支払うよう請求された。
- 2 携帯電話の無料占いサイトに登録したところ、メールが送られてきた。メールにあったサイトにアクセスしたら、突然、出会い系サイトへ登録完了となり、高額な料金の請求を受けた。



## アドバイス

申込みした内容を容易に確認・訂正できる画面がなく、一方的に登録された場合は、契約が成立したとは言えませんので、料金の支払義務はありません。

興味本位で、アダルトサイトや出会い系サイトにアクセスしないことが重要ですが、仮に、利用料金の請求を受けた場合でも、あわてて業者に連絡を取ったり、言われるままに支払ったりしないようにしましょう。無視することが一番よい方法です。

## 出会い系サイトで高額請求

異性交際に関する情報を提供して、メール等を通じて互いに連絡できるようなサービスを行うサイト（出会い系サイト）から、高額な利用料金を請求される相談が多く寄せられています。

### 相談事例

- 1 無料の懸賞サイトに登録したところ、出会い系サイトを通じて異性からメールが届き、興味を持ち何度かやり取りをした。しばらくして、メールのやり取りにかかった高額な利用料金を請求された。
- 2 人気芸能人のファンサイトに登録・利用していたところ、マネージャーを名乗る人からメールが届き、「芸能人の支えになって欲しい」と言われたので、指定された出会い系サイトを通じて芸能人と何度もメールのやり取りをしていた。しかし、サイトから高額な利用料金を請求されたので、騙されていると気が付いた。



### アドバイス

- 心当たりのないメール等に安易に連絡したり、個人情報をお教えしたりすると、次々と請求される可能性があります。
- 「援助する」「このままではあなたは不幸になる」などと言って、メールのやり取りに必要な高額のポイントを購入させるという手口もあります。安易に信用してはいけません。
- 料金をめぐるトラブルが起きているだけでなく、出会い系サイトは様々な犯罪の温床になる場合もありますので、気を付けましょう。

## オンラインゲーム「無料」のはずが高額請求

携帯電話等で「利用料無料」をうたったオンラインゲームに関する相談が寄せられています。

### 相談事例

テレビで「無料」とCMを流しているオンラインゲームを、中学生の息子が、携帯電話で利用していた。後日、有料のアイテムを購入したとして、高額な料金を請求された。息子は、アイテム（ゲーム中に入手することができ、また使用することで何らかの効果が得られる道具類）が有料だと思っていなかった。



### アドバイス

- 1 「無料」とうたっているけど、ゲームで使うアイテム等が有料であることも多く、また、通信費が別途かかるので、注意しましょう。
- 2 サイトにアクセスしただけで利用料金を請求されたような場合は、言われるまま支払わないようにしましょう。
- 3 オンラインゲームで知り合った人から、個人情報を教えてほしいとメールがあっても、不用意に個人情報を教えないようにしましょう。出会い系サイトに誘導されるなど、トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

# 平成22年1月1日から 廃消火器リサイクルシステムの運用が始まりました

## 1 消火器の耐用年数

消火器にも寿命があります。一般的な家庭用消火器の耐用年数はおおむね8年です。(ただし、耐用年数は設置状況や維持管理によって異なります。)

また、消火器は圧力容器です。耐用年数以内でも屋外や湿潤な環境に設置されて維持管理が悪く、キズや底部が腐

食して変形している消火器、あるいは耐用年数を超過して設置されている消火器は、破裂などの思わぬ事故につながる可能性がありますので、安易な放射や解体は絶対にしないでください。

## 2 設置場所と点検

ご家庭内に消火器を設置する場合は、高温・多湿な場所や水廻り・レンジのそばを避け、ご家族の誰もが分かりやすく、使いやすい場所に置いて下さい。

そして半年に一度点検しましょう。

### ■自分でできる消火器のチェックポイント

- (1) 容器が変形していたり、サビやキズはないか?
- (2) ホースにひび割れが入っていないか?
- (3) 消火器に明示してある使用期限や耐用年数を過ぎていないか?

## 3 処分方法

消火器は一般のゴミとしては捨てられません。消火器の安全な回収のため、平成22年1月1日から廃消火器リサイクルシステムの運用が始まりました。

このシステムにより、廃消火器の引き取り、適正処理、リサイクルの効率的な回収が図られます。

リサイクルシールが貼付されていない消火器等(エアゾール式簡易消火具は一般のスプレー缶と同様な廃棄をお願いします)を廃棄する際には、(株)消火器リサイクル推進センターが発行するリサイクルシールを購入する必要があります。

### 手順

- (1) 専門業者である販売代理店が担う特定窓口又は指定引取場所へ持ち込むか回収を依頼します。  
特定窓口、指定引取場所は、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページ  
(<http://www.ferpc.jp/accept/>)で確認されるか、最寄りの消防署へお尋ねください。
- (2) 消火器の一次物流費用とリサイクルシール代を支払います。リサイクルシール代は一般消火器で500円です。なお、一次物流費用については、特定窓口、指定引取場所でご確認ください。



### 【既販品用】



現在使用されている消火器を廃棄する場合は、廃棄する際に左記のリサイクルシールをユーザー(排出者)が購入して貼付します。またシステム開始後に製造される消火器は、製品の出荷時にリサイクルシール付で販売されます。

出所：(社)日本消火器工業会、  
(株)消火器リサイクル推進センター

## 4 悪質な訪問販売に注意してください

消防署を名乗り、消火器の点検を口実に、不適正な価格・無理強い販売を行う業者がいます。(住宅の消火器には点検義務がありません)

おかしいと思ったら、最寄りの消防署にご相談ください。

もし契約してしまったら、クーリングオフの手続きをしましょう。

手続きの相談先は、最寄りの県民生活プラザ、市町村の消費生活相談窓口です。

防災局消防保安課予防グループ



消費者被害を未然に防ぐ対処法などを楽しく学べる教材をインターネットに掲載しています。  
URL:<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/taiken/>

## 住宅瑕疵担保責任保険

住宅瑕疵担保履行法で義務付けられた資力確保措置の一つとして、事業者が住宅専門の保険会社に参加する保険です。これにより、万が一、事業者の倒産などにより、瑕疵の補修等が行われない場合には、購入者の皆様に保険法人から保険金が支払われます。



### ここが重要!

- 保険加入住宅は工事中に保険法人の検査員（建築士）による現場検査が行われます。
- 万が一、業者が倒産等した場合には、保険法人に直接保険金の請求ができます。
- 事業者とのトラブルの際には専門の紛争処理機関が利用できます。
- 売買契約や請負契約の際に保険の内容の説明や書面への記載があるか確かめましょう。
- 住宅の引渡しの際に、保険に加入していることの証明書を忘れずに受け取りましょう。

出所：国土交通省 住宅瑕疵担保履行法消費者向けパンフレット（保険編）

## お近くの消費生活相談窓口をご利用ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
中央県民生活プラザ	☎ (052) 962-0999	月～金 9:00～16:30 / 土・日 9:00～16:00
尾張県民生活プラザ	☎ (0586) 71-0999	月～金 9:00～16:30
海部県民生活プラザ	☎ (0567) 24-9998	月～金 9:00～16:30
知多県民生活プラザ	☎ (0569) 23-3300	月～金 9:00～16:30
西三河県民生活プラザ	☎ (0564) 27-0999	月～金 9:00～16:30
豊田加茂県民生活プラザ	☎ (0565) 34-1700	月～金 10:00～17:30
新城設楽県民生活プラザ	☎ (0536) 23-8701	月～金 9:00～16:30
東三河県民生活プラザ	☎ (0532) 52-0999	月～金 9:00～16:30
市町村相談窓口	名古屋市消費生活センター	☎ (052) 222-9671 月～金 9:00～16:15 土・日 9:00～16:15 (電話のみ)
	豊橋市消費生活相談室	☎ (0532) 51-2305 月～金 10:00～12:00 / 13:00～16:30
	岡崎市消費生活相談室	☎ (0564) 23-6459 閉庁日を除く毎日 9:00～16:00
	一宮市消費生活相談窓口	☎ (0586) 71-2185 月～金(月20日間) 9:00～16:30
	春日井市市民生活課消費生活相談	☎ (0568) 85-6616 月～金 10:00～12:00 / 13:00～15:00
	豊田消費生活センター	☎ (0565) 33-0999 毎日 10:00～17:45 (12/29～1/3, 5/3～5/5とその前後に連続する土・日・祝を除く)
	小牧市消費生活相談室	☎ (0568) 72-2101 月～金 10:00～12:00 / 13:00～16:30